

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなります。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請して下さい。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにして下さい。

共同企業体名： _____

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R3 営繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事（1）

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
------	------------------

具体的な施工計画

本工事は、徳島県立青少年センター及び附属施設の解体工事である。
本工事の工事期間中、隣接する徳島市中央公民館（以下「公民館」という。）は利用されており、公民館の駐車場の動線を確保するとともに、工事範囲と動線が交錯する箇所等について安全を確保する必要がある。加えて、敷地東側市道からの工事車両の出入りが頻繁になることから、歩道等の道路通行者に対する安全対策も求められる。

また、本工事敷地の西側は、JR牟岐線と隣接しており、JR線の運行に支障を来さないように工事を進める必要がある。

さらに、工事による騒音、振動、粉じんが敷地内外に影響を及ぼすことがないように十分な環境対策を行う必要がある。

については、これらのことを踏まえ、次の全ての事項について、具体的に記述すること。

- ①公民館の利用者及び道路通行者に対する安全対策
- ②JR線の運行に対する安全対策
- ③周辺住民及び公民館の利用者への影響を低減するための留意事項（騒音・振動・粉じん）

共同企業体名： _____

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R3宮繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事（1）

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
------	------------------

具体的な施工計画

①公民館の利用者及び道路通行者に対する安全対策

②JR線の運行に対する安全対策

③周辺住民及び公民館の利用者への影響を低減するための留意事項（騒音・振動・粉じん）

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名： _____

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R3宮繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事（1）

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
---------	------------------

具 体 的 な 施 工 計 画

本工事は、徳島県立青少年センター及び附属施設の解体工事である。
工事期間中に本県が発注する別工事として、足場を共用する「R3宮繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事（2）」の発注を予定しており、綿密な工程調整が求められる。
また、別工事に加えて、周辺工事として、他の事業主体が発注する光ケーブル移設工事、下水道移設工事及び跨線橋撤去工事を予定しており、事業主体が異なる様々な工事を同時期に行うため、周辺工事と施工ヤードの調整をしながら解体工事を進めていかなければならない。
については、これらのことを踏まえ、次の全ての事項について、具体的に記述すること。

- ①別工事との工程の調整方法
- ②周辺工事との施工ヤードの調整方法

<記述上の留意点>

共同企業体名： _____

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： ○○○○○○○工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「○○・○○」の適切性
---------	-------------

具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>○○ということ（工事特性）に鑑み、○○する観点から、次の事項について記述すること。</p> <p>① ○○・・・ ② △△・・・ ③ ■■・・・ ④ ××・・・</p> <p>※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、 テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る（補足：工程表）を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。 なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。 また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。</p> <p>① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合 ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合 ④ A4版でない場合 ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合</p> <p>注1：手書きの場合も同様とする。 注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。 注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。 注4：空白行は、行数に含めない。 注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限></p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。